

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十九号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三のイ行政職給料表昇格時号給対応表中

34
34
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

別表第二十三のハ教育職給料表(二)昇格時号給対応表中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

に改め、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52

を

41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改める。

別表第二十三のホ研究職給料表昇格時号給対応表中

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
49
50

50
51
51
52

を

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45

46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改める。

別表第二十三のト医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第二十四中「及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」を、「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」に、「大学院修学休業並びに」を、「育児休業、大学院修学休業及び」に改め、「並びに育児休業」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第二十三の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則別表第二十四の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年八月一日に現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の規則別表第二十四の規定の適用については、同表中「22以下」とあるのは、「22以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、12）」とする。